

笠岡市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課

新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内各地で相次いで確認されており、各事業所において感染予防対策を徹底していただいているところですが、感染経路が特定できない症例が複数発生するなど、感染のまん延が懸念されているところであります。

また、一部の介護保険施設では入所者との面会を制限する等の措置が取られております。このような状況を鑑み、本市の対応といたしまして地域密着型サービス事業所の運営基準に義務付けられている運営推進会議の開催を自粛（中止）していただきますようお願い申し上げます。

なお、その場合であっても運営基準違反とならない取扱いといたします。

記

1 自粛（中止）期間

令和2年3月2日から令和2年3月31日まで

注：自粛期間については、新型コロナウイルス感染の流行状況により変更する可能性があります。その際は、あらためてお知らせします。

2 自粛（中止）した場合の対応について

運営推進会議構成員に中止の連絡をするとともに、市にもご一報ください。

開催予定日、中止の理由を記載した報告書を長寿支援課に提出してください。

（様式を添付しておりますので作成の参考としてください。また、開催案内や中止の通知文を作成している場合は報告書に添付してください。）

事業所において、自粛（中止）した旨の記録（議事録等）をしてください。

（記録（議事録等）には新型コロナウイルス感染症防止のために自粛（中止）したことがわかるよう記載をお願いします。）

3 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件の一つである「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」については次のとおり対応願います。

【岡山県の対応】

事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議の開催を文書による情報提供・報告・延期、または中止等した場合は、やむを得ない事情によるものとし、回数を充たしたものとして要件を判断できます。

本市も岡山県と同様の対応とします。

4 認知症対応型共同生活介護の外部評価について

外部評価の実施については、通常年1回以上実施することとされていますが、新型コロナウイルスによる国内の事情を鑑み、外部評価実施事業者と十分協議していただき、延期が可能である場合は事業所への訪問時期を延期する等の対応をお願いします。

なお、外部評価の実施を延期したことで外部評価が今年度中に完了できず、来年度完了となった場合につきましても、今年度実施したものとして扱います。

【根拠法令】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令34号）第97条第8項

5 小規模多機能型居宅介護事業所の自己評価及び運営推進会議を活用した外部評価の取扱いについて

現時点では、3月末まで運営推進会議を自粛（中止）するようお願いしていることから、まだ自己評価及び運営推進会議による外部評価が完了していない事業所におかれましては、自粛期間終了後の運営推進会議にて実施していただきますようお願いいたします。

【根拠法令】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令34号）第34条第1項

6 留意事項

この通知は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月17日事務連絡）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年2月28日事務連絡）」において、介護報酬、人員・設備・運営基準について柔軟な取扱いを可能とすると示されており、この通知の取扱いが特別な事情に該当するものと判断し、本市における柔軟な取扱いを具体化するものです。

なお、この通知により法人又は事業所の判断で開催する運営推進会議を妨げるものではありません。その際は、感染防止に十分配慮した上で開催してください。

また、今後市の方針により介護サービス事業所への訪問が抑制された場合、運営推進会議への出席をお断りする場合がございますのでご了承ください。

| |
|--|
| 問い合わせ先：笠岡市長寿支援課 (TEL 0865-69-2139 担当：清水・馬越) |
|--|